

歯科材料 9 歯科用研削材料
一般医療機器 歯面研磨材 (70904000)

AirFlow パウダー プラス

【禁忌・禁止】

〈適用対象（患者）〉

以下の患者には使用しないこと。

- 1) 本品及び本品に使用している成分に対し、発疹、皮膚炎等の過敏症の既往歴がある場合。
- 2) 呼吸器疾患がある場合。〔エアールと粉末の噴射により呼吸困難を引き起こす恐れがある。〕
- 3) 口腔内に傷や出血、炎症等の異常が認められる、又はその疑いがある場合。〔痛み、不快感、知覚異常、不適切な傷治癒が起こる可能性がある。〕

【形状・構造及び原理等】

〈概要〉

本品は、白い粉末状の研磨材であり、歯面の清掃に用いる。

成分：エリスリトール、シリカ、塩化セチルピリジニウム (CPC)

性状：粉

最大粒子径：120µm

〈原理〉

本品を電動式歯面清掃用装置等にて歯面に吹き付けて歯面の清掃を行う。

【使用目的又は効果】

電動式歯面清掃用装置等と使用することにより歯面を清掃する。

【使用方法等】

- 1) 使用前にボトルをよく振る。
- 2) 本品を電動式歯面清掃用装置等に補充し、歯面の清掃に使用する。

〈使用方法に関連する使用上の注意〉

- 1) 電動式歯面清掃用装置等は装置メーカーの指示に従って、使用すること。
- 2) 本品は吸湿しやすいため固まる恐れがあり湿気にさらさないこと。
- 3) 使用後はボトルの蓋をしっかりと閉めること。
- 4) 均一にするために使用前にボトルは必ず振ること。

【使用上の注意】

〈使用注意〉

- ① 本品を使用して清掃する際には、目の損傷を防ぐために患者及び術者は保護眼鏡を使用すること。
- ② 本品を使用する術者はグローブとマスクを使用すること。
- ③ 本品を使用する場合はバキュームを行うこと。
- ④ 本品は、【使用目的又は効果】の項に記載の用途以外には使用しないこと。

〈重要な基本的注意〉

- ① 本品の使用により発疹、皮膚炎等の過敏症状が現れた患者には使用を中止し、医師の診察を受けさせること。
- ② 本品の使用により発疹、皮膚炎等の過敏症状が現れた術者は使用を中止し、医師の診察を受けること。
- ③ 本品が万一目に入った場合には、すぐに大量の流水で洗浄し、眼科医の診察を受けること。
- ④ 本品を飲み込んだ場合には、水で口を洗浄し、大量の水を飲むこと。もし気分がすぐれない場合は、医師の診察を受けること。
- ⑤ 口腔軟組織や皮膚に付着した場合は、綿球等で拭いた後、大量の水で洗浄すること。

【保管方法及び有効期間等】

〈保管方法〉

温度	相対湿度（非結露）
25℃ 以下	90% 以下

直射日光を避けて保管すること。

〈有効期間〉

製造日より 36 ヶ月 [自己認証(E.M.S.社データ)による]
(容器に記載)

【包装】

- ・ 120g 入 4 本/箱 (480 g)
- ・ 120g 入 1 本/袋 (※)
- ・ 400g 入 1 本
- ・ 400g 入 4 本/箱 (1600g)
- ・ 30g 入 1 本

※：下記認証品目の構成品としてのみ提供される。

販売名	認証番号
エアフロー ワン	230ALBZI00002000
エアフロー プロフィラキシスマスター	230ALBZI00001000

選任製造販売業者：株式会社 ICST

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

〈製造販売業者〉

業者名：株式会社 ICST

TEL：048-857-8026

〈外国製造業者〉

業者名：E.M.S.ELECTRO MEDICAL SYSTEMS S.A.

国 名：スイス